# 資　格

## 競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度を有効期間とする沖縄総合事務局の所掌する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成24年10月15日

内閣府沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事種別

⑴　建設工事の工事種別は、次に掲げるものとする。

Ⅰ　建設工事

①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事）

②　アスファルト舗装工事（ほ装工事）

③　鋼橋上部工事（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事）

④　造園工事（造園工事）

⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事）

⑥　木造建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事）

⑦　電気設備工事（電気工事）

⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）

⑨　セメント・コンクリート舗装工事（ほ装工事）

⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）

⑫　塗装工事（塗装工事）

⑬　維持修繕工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事）

⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）

⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事）

⑰　さく井工事（さく井工事）

⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）

⑲　機械設備工事（鋼構造物工事、機械器具設置工事）

⑳　通信設備工事（鋼構造物工事、電気通信工事）

㉑　受変電設備工事（電気工事）

Ⅱ　港湾・空港工事

㉒　港湾土木工事（土木一式工事）

㉓　空港等土木工事（土木一式工事）

㉔　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）

㉕　空港等舗装工事（ほ装工事）

㉖　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

Ⅲ　農林工事

㉗　農林土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事）

㉘　農林建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事）

〔注〕　かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。

2　業種区分

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量

②　建築関係建設コンサルタント業務

③　土木関係建設コンサルタント業務

④　地質調査業務

⑤　補償関係コンサルタント業務

3　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下⑴及び⑵において同じ。）は平成25年１月21日から平成25年１月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の10時00分から11時30分まで及び13時00分から16時00分までに、別記１に掲げる提出場所において申請書類の持参による申請を受け付ける。

また、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による建設工事の申請者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日まで（当日消印有効）の間に、別記２に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、郵送による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日まで（当日消印有効）の間に、別記２に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、インターネットの使用による建設工事の申請者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成25年２月１日以降随時に、別記２に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」は、次のホームページアドレスへのアクセスにより取得するものとする。

http://www.ogb.go.jp/choutatu/kouji.htm

②　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、次のホームページアドレスへのアクセスにより取得するものとする。

http://www.ogb.go.jp/choutatu/sokuryou_kensetu.htm

③　インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

④　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の④から⑦までに掲げる書類を添付し別記３に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑵　申請書の提出方法

申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、持参又は郵送により、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。